令 和 8 年 1 1 月 4 日 開 会

⑧

# 令和８年第４回茨城県議会定例会議案概要説明書

（第　　３　　綴）

茨　　城　　県

目　　次

１　公安委員会委員の任命について　……１

２　収用委員会委員の任命について　……２

３　収用委員会予備委員の任命について　……５

１　公安委員会委員の任命について

公安委員会委員（定数３）のうち、白川洋子氏が令和８年１２月２２日付をもって任期満了となるので、警察法（昭和２９年法律第１６２号）第３９条第１項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。



笹　　島　　律　　夫

昭和３３年３月３日生

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現住所 | 茨城県水戸市 | | |
| 学　歴 | 昭和５５年 | ３月 | 早稲田大学商学部卒業 |
| 職　歴 | 昭和５５年 | ４月 | 株式会社常陽銀行入行 |
| | 平成３０年 | ６月 | 株式会社めぶきフィナンシャルグループ代表取締役社長<br>株式会社常陽銀行代表取締役頭取 |
| | 令和　４年 | ４月 | 株式会社常陽銀行取締役会長 |
| | 令和　４年 | ６月 | 一般社団法人茨城県経営者協会会長 |
| | 令和　４年 | ７月 | 独立行政法人日本貿易振興機構茨城貿易情報センター会長 |
| | 令和　５年 | ６月 | 一般社団法人茨城県法人会連合会会長 |

【任命理由】

公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保するため、警察法第３８条に基づき、警察を管理する機関として設置されるもので、３人の委員をもって組織される。

候補者は、金融機関の頭取や会長として地域経済の発展に取り組むとともに、茨城県経営者協会会長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

公安委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公安委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

２　収用委員会委員の任命について

収用委員会委員（定数７）のうち、後藤直樹氏、岩上康雄氏及び関哲也氏が令和９年１月３１日付をもって任期満了となるので、土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第５２条第３項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。



関　　哲　　也

昭和４４年１０月１３日生

現住所　　茨城県水戸市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学　歴 | 平成 | ５年 | ３月　明治大学商学部卒業 |
| 職　歴 | 平成 | １３年 | ２月　不動産鑑定士登録 |
| | 平成 | ３０年 | ４月　茨城租税債権管理機構顧問 |
| | 令和 | ３年 | ４月　社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 |
| | | | 生活福祉資金運営委員会委員 |
| | 令和 | ３年 | １０月　常陸大宮市空家等対策協議会委員 |
| | 令和 | ５年 | ５月　一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会会長 |
| | 令和 | ６年 | ２月　茨城県収用委員会委員（１期） |
| | 令和 | ７年 | ５月　一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会顧問 |

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第５１条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、７人の委員をもって組織され、２人の予備委員を置いている。

候補者は、不動産鑑定士として多くの土地の鑑定評価に携わるとともに、茨城租税債権管理機構顧問や茨城県不動産鑑定士協会顧問を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、１期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。



鈴　　木　　圭　　子

昭和３５年１０月７日生

現住所　　茨城県水戸市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学　歴 | 昭和５８年 | ３月 | 茨城大学人文学部卒業 |
| 職　歴 | 昭和５８年 | ４月 | 総務部総務課 |
| | 平成２３年 | ４月 | 茨城県福祉相談センター副センター長 |
| | 平成２６年 | ４月 | 保健福祉部企画監 |
| | 平成２８年 | ４月 | 女性青少年課長 |
| | 平成２９年 | ４月 | 女性政策統括監 |
| | 平成２９年 | ９月 | 女性政策統括監兼女性青少年課長 |
| | 平成３０年 | ４月 | 議会事務局次長兼総務課長 |
| | 令和　２年 | ４月 | 議会事務局長 |
| | 令和　３年 | ３月 | 茨城県退職 |
| | 令和　３年 | ４月 | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城県済生会水戸済生会総合病院事務部次長 |
| | 令和　４年 | ４月 | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城県済生会水戸済生会総合病院事務部長 |
| | 令和　５年 | ４月 | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城県済生会水戸済生会総合病院常務理事兼事務部長 |
| | 令和　８年 | ４月 | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城県済生会水戸済生会総合病院健診センター事務長 |

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第５１条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、７人の委員をもって組織され、２人の予備委員を置いている。

候補者は、昭和５８年の茨城県入庁以来、女性政策統括監や議会事務局長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。



茂 手 木　　克　　好

昭和５１年６月２日生

現住所　　茨城県水戸市

学　歴　　平成１２年　３月　早稲田大学法学部卒業

職　歴　　平成１７年１０月　弁護士登録

平成２５年　４月　茨城県弁護士会副会長

平成３０年１１月　茨城県教育委員会いじめ調査委員会・自殺調査委員会委員

令和　５年１０月　茨城県建設工事紛争審査会委員

令和　８年　７月　茨城県収用委員会予備委員（１期）

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第５１条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、７人の委員をもって組織され、２人の予備委員を置いている。

候補者は、弁護士として土地収用法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や茨城県建設工事紛争審査会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

３　収用委員会予備委員の任命について

収用委員会予備委員（定数２）のうち、谷口克文氏が令和９年１月３１日付をもって任期満了となり、及び茂手木克好氏を令和９年２月１日付をもって収用委員会委員に任命しようとすることに伴い予備委員が１人欠員となるので、土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第５２条第３項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。



瀧　　塚　　祐　　之

昭和５９年７月２８日生

現住所　　茨城県水戸市

学　歴　　平成２１年　３月　東北大学法科大学院修了

職　歴　　平成２２年１２月　弁護士登録

平成２８年１２月　東海村空家等対策協議会委員

平成３０年　４月　茨城県弁護士会副会長

令和　４年　９月　那珂地方公平委員会委員

令和　７年１０月　茨城県建設工事紛争審査会委員

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第５１条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、７人の委員をもって組織され、２人の予備委員を置いている。

候補者は、弁護士として土地収用法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や茨城県建設工事紛争審査会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会予備委員として適任であり任命しようとするものである。



松　　山　　和　　規

昭和４０年２月１１日生

現住所　　茨城県水戸市

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学　歴 | 平成　元年 | ３月 | 中央大学文学部卒業 |
| 職　歴 | 平成　元年 | ４月 | 生活福祉部高齢福祉課 |
| | 平成２６年 | ４月 | 総務部人事課副参事 |
| | 平成２８年 | ４月 | 保健福祉部厚生総務課副参事 |
| | 平成２９年 | ４月 | 保健福祉部障害福祉課長 |
| | 平成３１年 | ４月 | 土木部監理課長 |
| | 令和　２年 | ４月 | 総務部総務課長 |
| | 令和　３年 | ４月 | 土木部次長 |
| | 令和　５年 | ４月 | 労働委員会事務局長 |
| | 令和　７年 | ３月 | 茨城県退職 |
| | 令和　７年 | ５月 | 一般社団法人茨城県建設業協会専務理事 |

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第５１条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、７人の委員をもって組織され、２人の予備委員を置いている。

候補者は、平成元年の茨城県入庁以来、土木部次長や労働委員会事務局長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会予備委員として適任であり任命しようとするものである。